

草津市認知症施策アクション・プラン

第3期計画

(案)

令和 年 月

草 津 市

『認知症の人とその家族も安心して生活できるまちの実現』をめざ
して

市長コメント
作成中

本市では、これまでから「草津市認知症施策アクション・プラン」を策定し、認知症の人およびその家族を支える施策の推進や啓発、地域の中で支え合う体制の構築等に取り組んできました。今後も認知症の人の意思や、その家族の思いが尊重され、認知症の人を含むすべての人が、住み慣れた地域で、地域の一員として、安心して暮らし続けることができるまちづくりを一層すすめていくため、誰もが認知症を「我が事」として受け止め、すべての主体が一体となり、一人ひとりがいきいきと輝き、認知症があっても安心して暮らすことのできるまちの実現に向けて、「草津市認知症があっても安心なまちづくり条例」を制定しました。

(令和2年7月1日施行)

草津市認知症があっても安心なまちづくり条例(概要)



たび丸とロバ隊長

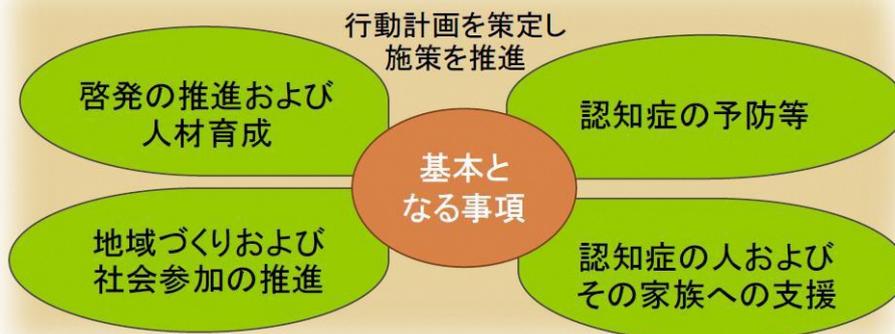
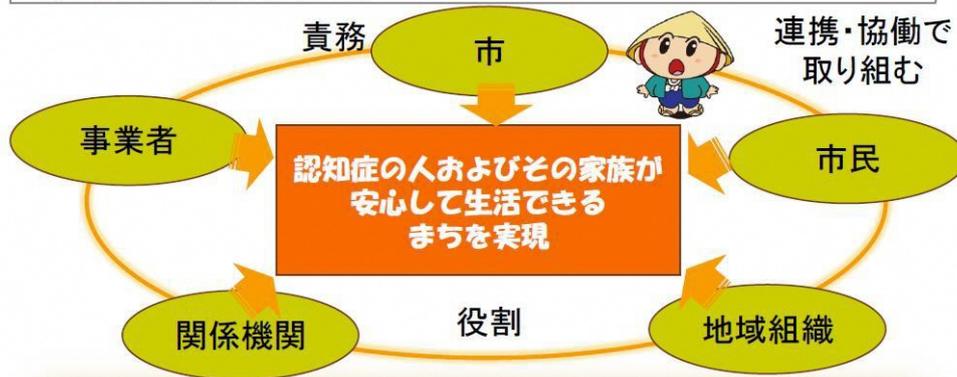
【目的】

この条例は、認知症があっても安心なまちづくりの基本理念を定め、市の責務ならびに市民、事業者、地域組織および関係機関の役割を明らかにするとともに、認知症施策の基本となる事項を定めることにより、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人およびその家族が安心して生活できるまちを実現することを目的とする。

【基本理念】

市、市民、事業者、地域組織および関係機関は、次に掲げる事項を基本理念として、認知症があっても安心なまちづくりに取り組むものとする。

- ※ 認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるよう、認知症の人およびその家族の意思が尊重され、自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会および心のバリアフリー社会の実現を目指すこと。
- ※ 認知症の人がその意思により、有する力を最大限に活かしながら、安全安心に社会参加できる地域づくりを目指すこと。
- ※ 各主体がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して、認知症があっても安心なまちづくりを進めること。



目 次

第1章	プラン策定の趣旨	1
1.	プラン策定の背景	1
2.	プランの位置付け	1
3.	プランの期間	2
4.	プランの理念	2
5.	プランの目的	2
第2章	草津市の認知症を取り巻く状況と今後の見込み	4
1.	認知症高齢者の状況と今後の見込み	4
(1)	認知症高齢者の状況	4
(2)	本市における認知症高齢者の今後の見込み	9
第3章	第2期計画における事業の実績と評価	10
第4章	行動計画	12
1.	プランの基本目標	12
2.	プランの施策(事業)体系	13
3.	各論	14
(1)	認知症の正しい知識と理解を深めるための普及・啓発の推進	14
【行動計画】		15
(2)	認知症の人を含む誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進	17
【行動計画】		18
(3)	認知症の予防等の取組	21
【行動計画】		22
(4)	認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の支援体制づくり の推進	23
【行動計画】		24
(5)	認知症の人およびその家族への支援	27
【行動計画】		28
第5章	プランの推進	32
(1)	プランの周知	32
(2)	プランの推進	32

第1章 プラン策定の趣旨

1. プラン策定の背景

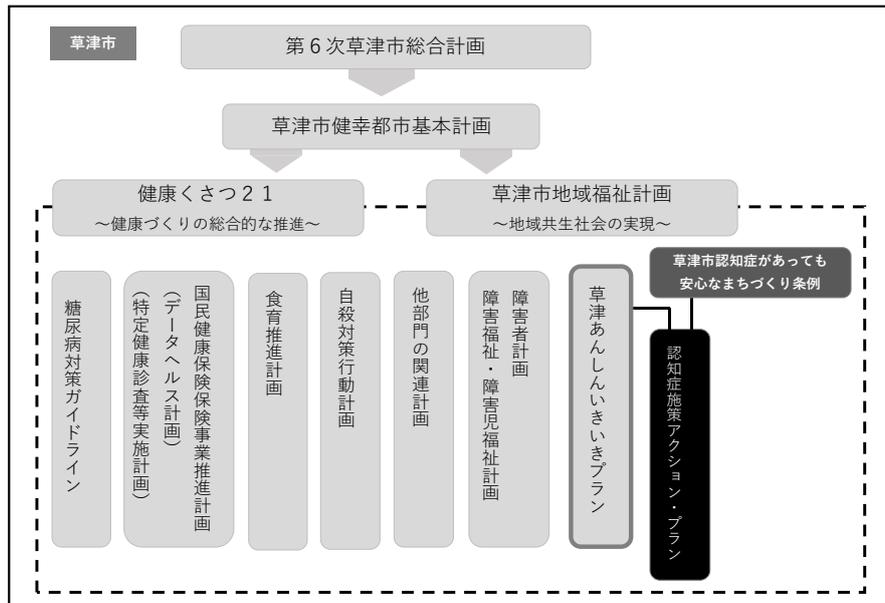
わが国の認知症の人の数は、平成24（2012）年で約462万人と推計されており、平成30（2018）年には、500万人を超え、65歳以上高齢者の約7人に1人が認知症と見込まれています。今後、高齢化がさらに進展する中、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年には認知症の人の数は、約700万人、65歳以上高齢者の約5人に1人に達すると見込まれています。これからの認知症の人の増加を踏まえ、国では、平成24年9月に「認知症施策推進5か年計画」（オレンジプラン）を、平成27年1月には令和7（2025）年を見据えた「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」（新オレンジプラン）を策定し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境のもとで自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指した取組を進めてきました。さらに、令和元年6月には「認知症施策推進大綱」が取りまとめられ、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進し、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指しています。

本市では、「草津あんしんいきいきプラン（草津市高齢者福祉計画・草津市介護保険事業計画）」（以下「あんしんいきいきプラン」という。）の基本目標の1つである「認知症対策の推進」に掲げる認知症施策を着実に進め、認知症があっても安心して生活できるまちづくりを推進するため、国のオレンジプランを土台とし、本市の現状に沿ったより具体的な年度ごとの実施計画として「草津市認知症施策アクション・プラン（第1期計画：平成26年度から平成29年度）」を平成26年3月に策定しました。その後、国の新オレンジプランを踏まえつつ、あんしんいきいきプラン第7期計画（平成30年度から令和2年度）における認知症施策にかかる個別具体的な行動計画として第2期計画（平成30年度から令和2年度）を策定しました。

さらには、これらの取組を市域全域に広め、認知症の人およびその家族が安心して生活できるまちを実現するために、令和2年7月に「草津市認知症があっても安心なまちづくり条例」を制定しました。本市のこれまでの認知症に関する取組を踏まえ、これからの認知症施策を総合的かつ計画的に進めていくための行動計画として第3期計画（令和3年度から令和5年度）となる本プランを策定するものです。

2. プランの位置付け

本プランは、草津市認知症があっても安心なまちづくり条例に規定する認知症施策の基本となる事項を定めた行動計画であり、かつ、あんしんいきいきプランの基本目標に掲げられた「認知症対策の推進」に関する施策を具体化する行動計画として位置付け、あんしんいきいきプランの上位計画である「第6次草津市総合計画」、「草津市健幸都市基本計画」との整合性を図り、さらに「草津市地域福祉計画」、「健康くさつ21」と調和のとれた計画とします。



3. プランの期間

本プランの期間は、あんしんいきいきプラン第8期計画の計画期間に合わせて令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3か年とします。

4. プランの理念

本プランでは、上位計画である「草津あんしんいきいきプラン」と草津市の認知症施策に関して定めた「草津市認知症があっても安心なまちづくり条例」の基本理念を、引き継ぐものとします。

「草津あんしんいきいきプラン」の基本理念は、「すべての市民が人として尊重され、一人ひとりがいきいきと輝き、安心して暮らすことのできるまちづくり」としています。

また、「草津市認知症があっても安心なまちづくり条例」では、基本理念として以下の3項目を定めています。

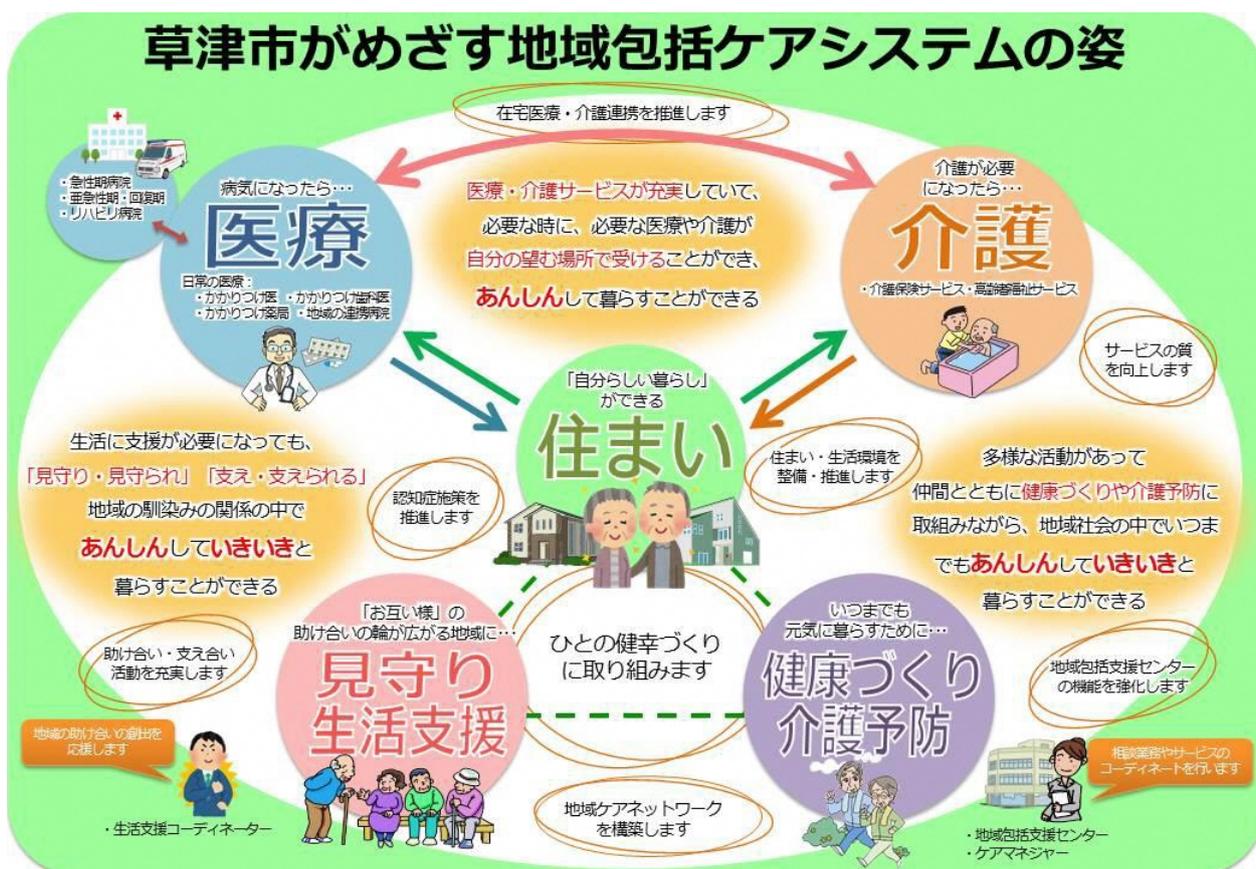
- （1）認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるよう、認知症の人およびその家族の意思が尊重され、自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会および心のバリアフリー社会の実現を目指すこと
- （2）認知症の人がその意思により、有する力を最大限に活かしながら、安全安心に社会参加できる地域づくりを目指すこと
- （3）各主体がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して、認知症があっても安心なまちづくりを進めること

5. プランの目的

介護保険制度においては、平成23（2011）年に介護保険法の改正が行われ、国・地方公共団体の責務として、令和7（2025）年を見据えた高齢化の長期的な状況等を展望した「地域包括ケアシステムの実現」を目指す方向性が打ち出されました。

あんしんいきいきプランにおいては、本市の地域包括ケアシステム構築の道筋を定め、地域において高齢者の生活を支える包括的な仕組みづくりを進めています。

本プランにおいても、認知症の人とその家族や市民、事業者、地域組織、関係機関と連携して、啓発の推進や地域の中での支え合いの体制づくり、認知症の容態に応じた適切な支援のための連携体制の推進、認知症の人の権利擁護や安心して外出できる環境づくりなどに取り組み、認知症に対応できる社会づくりを進めることで地域包括ケアシステムの構築を進め、「認知症の人とその家族も安心して生活できるまちの実現」を目指します。



第2章 草津市の認知症を取り巻く状況と今後の見込み

1. 認知症高齢者の状況と今後の見込み

(1) 認知症高齢者の状況

令和2年3月31日現在の要介護（要支援）認定者における認知症高齢者の日常生活自立度の結果データから本市の認知症該当者の状況を集計しました。なお、40歳から64歳までの第2号被保険者と、住所地特例対象者については集計結果に含まれていません。

集計結果に表記している「認知症高齢者の日常生活自立度」は、次ページの判定基準によります。

※住所地特例

介護保険制度においては、65歳以上の者および40歳以上65歳未満の医療保険加入者は、住所地の区市町村が実施する介護保険の被保険者となるのが原則ですが、住所地特例対象施設に入所または入居し、その施設の所在地に住所を移した者については、例外として施設入所（居）前の住所地の区市町村（保険者）が実施する介護保険の被保険者となります。

（参考：東京都福祉保健局ホームページ）

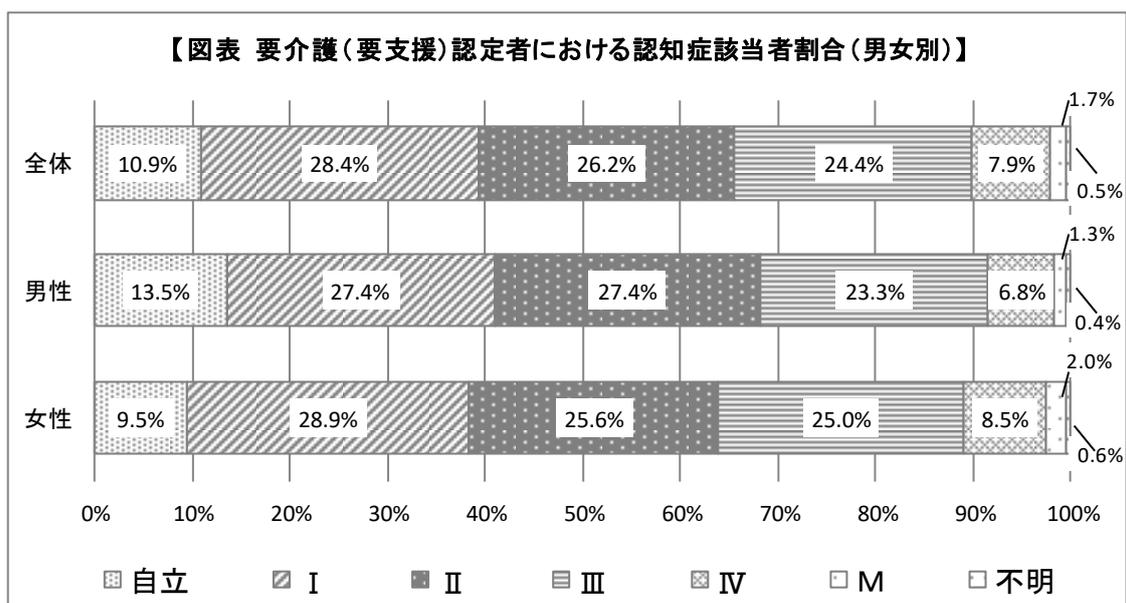
【参考】認知症高齢者の日常生活自立度の判断基準

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記IIの状態が見られる。	たびたび道に迷う、買い物や事務、金銭管理などそれまでできていたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIII aに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

(平成5年10月26日老健第135号厚生省老人保健福祉局通知)

認知症高齢者の日常生活自立度に基づく集計結果を第2期計画策定時の調査と比べると、認定者数は4,277人から5,692人となり、33.1%増加しています。自立度Ⅰを含む認知症に該当する高齢者の数は3,710人から5,046人となり36.0%の増加、認定者のうち認知症に該当する高齢者の割合は86.7%から2.0ポイント上昇した88.7%となっています。

自立度別に見ると、自立の割合が第2期計画策定時の12.6%から1.7ポイント減少し10.9%、自立度Ⅰ・Ⅱの軽度の人割合が53.6%から1.0ポイント上昇し54.6%となっています。さらに、自立度Ⅳ・Ⅴといった重度の人の割合は8.2%から1.4ポイント上昇し9.6%となっています。



		自立	I	II	III	IV	M	不明	計
全体	人	618	1,616	1,490	1,390	451	99	28	5,692
	構成比	10.9%	28.4%	26.2%	24.4%	7.9%	1.7%	0.5%	100.0%
男性	人	261	530	530	451	131	25	7	1,935
	構成比	13.5%	27.4%	27.4%	23.3%	6.8%	1.3%	0.4%	100.0%
女性	人	357	1,086	960	939	320	74	21	3,757
	構成比	9.5%	28.9%	25.6%	25.0%	8.5%	2.0%	0.6%	100.0%

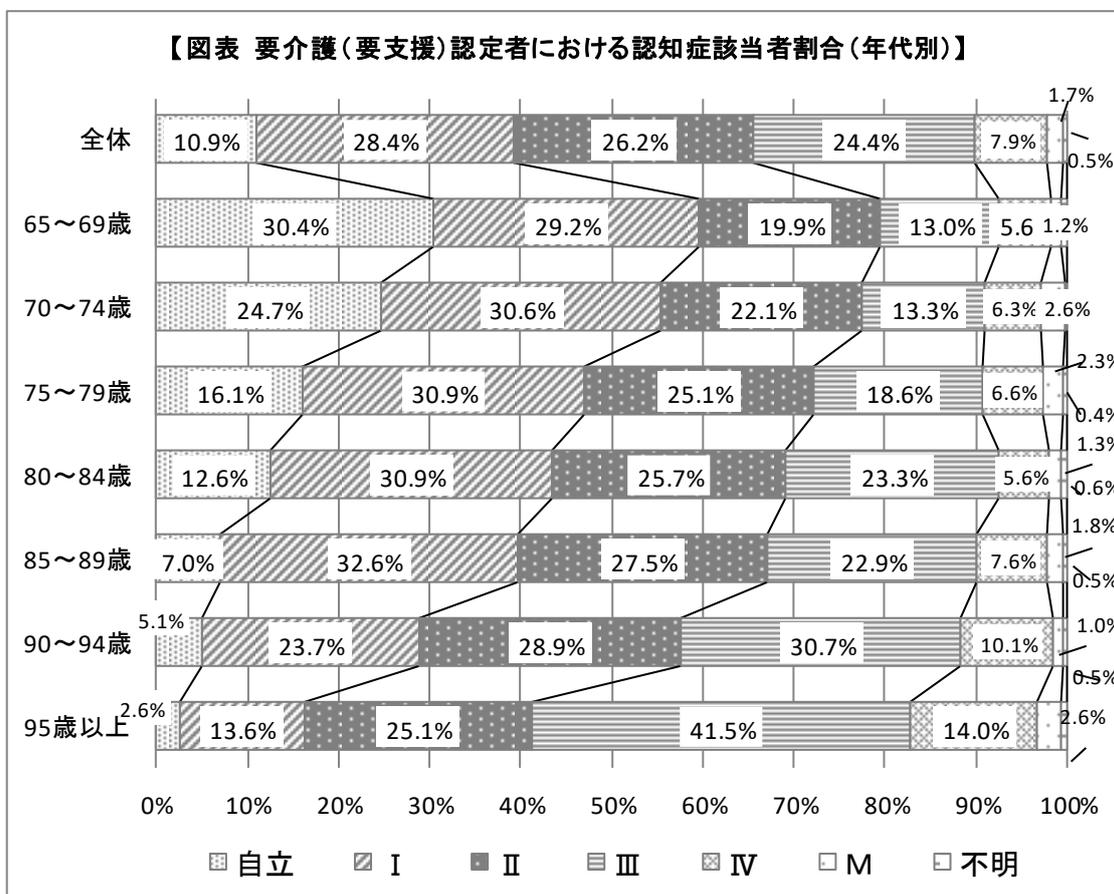
資料: 令和2年3月31日現在

※構成比の計は、四捨五入の関係で100%を前後する場合があります。(以下同様)

※不明…草津市への転入者で、前住所地で受けていた介護認定を引き継いだため、認知症高齢者の日常生活自立度が把握できていない人

年代別で見ると、年齢の上昇とともに、自立の割合は低下し、自立度Ⅰ以上の割合が上昇傾向にあります。

75歳を境に自立の割合が大幅に減少する一方で、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする自立度Ⅲ以上の上昇割合が高くなっています。

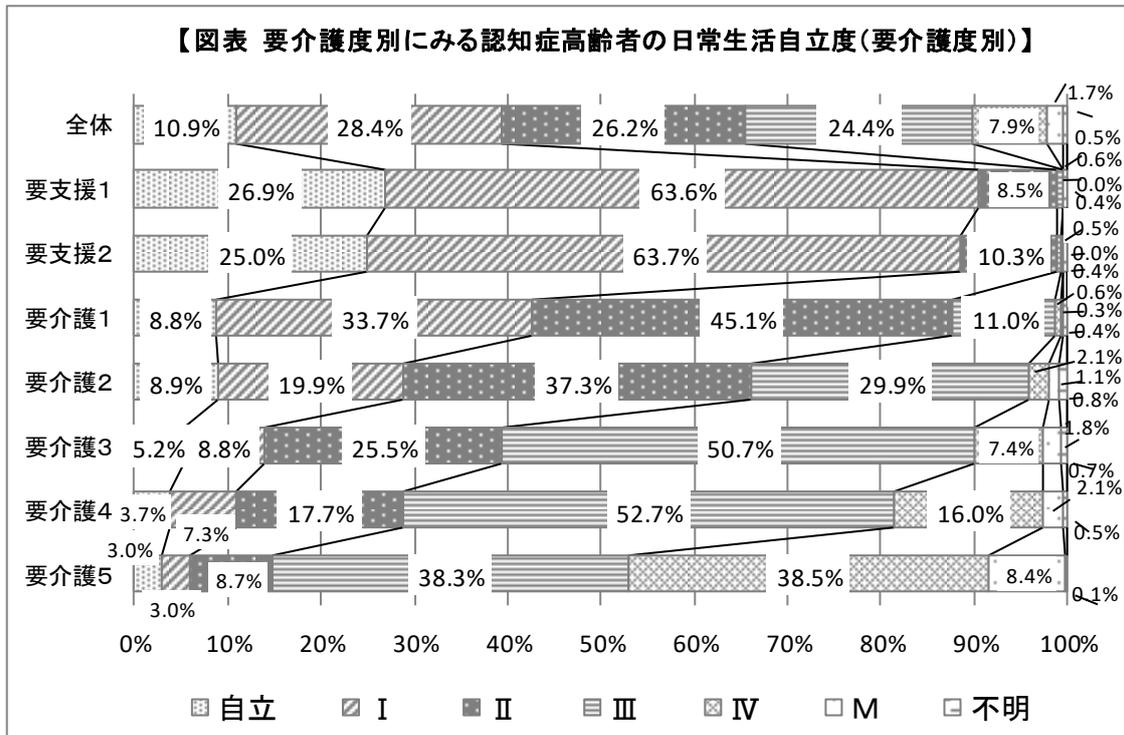


		自立	I	II	III	IV	M	不明	計
全体	人	618	1,616	1,490	1,390	451	99	28	5,692
	構成比	10.9%	28.4%	26.2%	24.4%	7.9%	1.7%	0.5%	100.0%
65～69歳	人	49	47	32	21	9	2	1	161
	構成比	30.4%	29.2%	19.9%	13.0%	5.6%	1.2%	0.6%	100.0%
70～74歳	人	113	140	101	61	29	12	1	457
	構成比	24.7%	30.6%	22.1%	13.3%	6.3%	2.6%	0.2%	100.0%
75～79歳	人	132	253	205	152	54	19	3	818
	構成比	16.1%	30.9%	25.1%	18.6%	6.6%	2.3%	0.4%	100.0%
80～84歳	人	153	374	312	282	68	16	7	1,212
	構成比	12.6%	30.9%	25.7%	23.3%	5.6%	1.3%	0.6%	100.0%
85～89歳	人	104	483	408	339	113	26	8	1,481
	構成比	7.0%	32.6%	27.5%	22.9%	7.6%	1.8%	0.5%	100.0%
90～94歳	人	54	250	305	325	107	11	5	1,057
	構成比	5.1%	23.7%	28.9%	30.7%	10.1%	1.0%	0.5%	100.0%
95歳以上	人	13	69	127	210	71	13	3	506
	構成比	2.6%	13.6%	25.1%	41.5%	14.0%	2.6%	0.6%	100.0%

資料：令和2年3月31日現在

要介護度別に見ると、要支援1・2では、自立または自立度Ⅰの割合が高く、8割以上を占めています。

要介護1以上になると自立の割合は低下し、認知症該当者はいずれも9割を占めています。要介護1はⅡが45.1%で最も多く、要介護2は自立度Ⅱ・Ⅲが3割程度、要介護3～4は自立度Ⅲが5割を占めています。また、介護度が重くなるに伴って自立度Ⅳの割合が上昇し、要介護5は38.5%と高くなっています。



		自立	I	II	III	IV	M	不明	計
全体	人	618	1,616	1,490	1,390	451	99	28	5,692
	構成比	10.9%	28.4%	26.2%	24.4%	7.9%	1.7%	0.5%	100.0%
要支援1	人	186	440	59	4	0	0	3	692
	構成比	26.9%	63.6%	8.5%	0.6%	0.0%	0.0%	0.4%	100.0%
要支援2	人	138	352	57	3	1	0	2	553
	構成比	25.0%	63.7%	10.3%	0.5%	0.2%	0.0%	0.4%	100.0%
要介護1	人	138	528	707	172	9	5	7	1,566
	構成比	8.8%	33.7%	45.1%	11.0%	0.6%	0.3%	0.4%	100.0%
要介護2	人	75	167	313	251	18	9	7	840
	構成比	8.9%	19.9%	37.3%	29.9%	2.1%	1.1%	0.8%	100.0%
要介護3	人	37	63	183	364	53	13	5	718
	構成比	5.2%	8.8%	25.5%	50.7%	7.4%	1.8%	0.7%	100.0%
要介護4	人	23	45	110	327	99	13	3	620
	構成比	3.7%	7.3%	17.7%	52.7%	16.0%	2.1%	0.5%	100.0%
要介護5	人	21	21	61	269	271	59	1	703
	構成比	3.0%	3.0%	8.7%	38.3%	38.5%	8.4%	0.1%	100.0%

資料：令和2年3月31日現在

(2) 本市における認知症高齢者の今後の見込み

作成中

第3章 第2期計画における事業の実績と評価

本プランの第2期計画では、6つの基本目標を設定し、取組を進めました。
第2期計画の基本目標と、基本目標ごとの実績および評価は以下のとおりです。

1. 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

- 認知症サポーター養成講座は、地域の団体や企業、小学生や中学生を対象に開催でき、子どもから大人まで幅広い世代への認知症に関する正しい知識や理解の普及を推進しました。その結果、認知症サポーター数は約1万5千人と、目標値を大きく上回りました。
- 認知症サポーター養成講座を受講した人を対象として、認知症の人や家族の応援者として地域の実情に応じた見守り等の取組ができるよう、ステップアップ講座を開催しました。
- 一方で、認知症サポーター養成講座の講師である認知症キャラバン・メイトは、2期計画期間中には増えませんでした。
- 子どもから働く世代、高齢者までのすべての市民が、認知症に関する正しい知識と理解を持つことで、認知症の人やその家族が安心して生活できる地域を目指し、今後も継続して、普及・啓発事業を推進していく必要があります。

2. 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

- 外出中に道に迷う可能性が高い高齢者の事前登録制度や見守りネットワークの運用を実施し、平時の見守りと行方不明などの緊急時の対応に備えました。
- 学区の医療福祉を考える会議など地域の関係者が集まる場で、地域課題の共有と連携しやすい関係づくりが進められ、認知症に関する研修会の開催や地域安心声かけ訓練の実施につながる学区がありました。
- 高齢者にとって身近な地域サロン等では、お互いの声かけや見守りが行われていることから、地域サロン等の活動の継続や拡充のための支援、啓発などに取り組みました。
- 今後も認知症の有無に関わらず地域において高齢者が通える環境づくりや、地域での支え合いや見守りの意識を高めていくための働きかけが求められます。

3. 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

- 地域包括支援センターと地域や関係機関とのネットワークの強化が図れ、医療機関等の関係機関からの相談件数が増えました。
- 専門職で構成される認知症初期集中支援チームが関係機関との連携により、認知症状のアセスメントや対応方法等の助言、訪問指導を通じて、必要な医療や介護サービスに早期につなぐ支援を行いました。

- 各地域ケア会議において、ケースの課題や地域課題について参加者間で共有し支援や対応について検討することで、認知症の人や家族を地域社会全体で支えるための連携体制を推進しました。
- 今後は、認知症への気づきから早期対応につながるための身近な相談体制の整備や、状態に応じた切れ目のない適切な支援のための関係機関等のより一層の連携が必要です。また、認知症初期集中支援チームの効果的な運用により、早期診断・早期対応への支援体制の構築とともに、支援者の対応力の向上を図る必要があります。

● 4. 若年性認知症施策の強化 ●

- 市内では対象者が少なく市レベルでの課題の把握および支援策の検討が難しい現状がありました。
- 今後も、県が実施する広域的な事業の活用を通じて、支援を継続することが必要です。

● 5. 認知症の人の介護者への支援 ●

- 相談窓口の周知や家族介護教室の開催、GPSを利用した探索機器の貸与等を通じて、介護者の負担軽減に取り組みました。
- 今後も引き続き、介護者の負担を軽減する支援の充実が必要です。

● 6. 権利擁護の推進 ●

- 相談業務や市長申立手続きの実施など、成年後見制度の利用促進と利用支援を行いました。
- 権利擁護に関する検討会や研修の実施、介護サービス事業所の虐待防止にかかる実地指導など、高齢者の権利や生命を守る取組を推進しました。
- 高齢者虐待対応マニュアルを改訂し、高齢者の虐待の防止、早期発見・早期対応の統一を図りました。
- 認知症の人が安心して自分らしい生活を送ることができるよう、引き続き、権利擁護の取組を推進する必要があります。

第4章 行動計画

1. プランの基本目標

本プランでは、国の認知症施策推進大綱および草津市認知症があっても安心なまちづくり条例を踏まえ、第2期計画における「認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進」「認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進」「認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供」「若年性認知症施策の強化」「認知症の人の介護者への支援」「権利擁護の推進」の6つの基本目標を組み直し、次の5つの基本目標を設定しました。

理念

- ◆すべての市民が人として尊重され、一人ひとりがいきいきと輝き、安心して暮らすことのできるまちづくり
- ◆認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるよう、認知症の人およびその家族の意思が尊重され、自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会および心のバリアフリー社会の実現
- ◆認知症の人がその意思により、有する力を最大限に活かしながら、安全安心に社会参加できる地域づくり
- ◆各主体がそれぞれの役割を認識し、相互の連携・協働による、認知症があっても安心なまちづくり

目的

認知症の人とその家族も安心して生活できるまちの実現

5つの基本目標

- (1) 認知症の正しい知識と理解を深めるための普及・啓発の推進
- (2) 認知症の人を含む誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進
- (3) 認知症の予防等の取組
- (4) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の支援体制づくりの推進
- (5) 認知症の人およびその家族への支援

◆認知症の人とその家族の視点の尊重◆

◆認知症の人とその家族の視点の尊重◆

認知症があってもできる限り住み慣れた地域や環境で自分らしく暮らし続けるためには、認知症の人の意思や家族の思いが尊重されることが重要です。このことは、他の5つの基本目標のすべてに共通するプラン全体の理念です。

2. プランの施策（事業）体系

	プランの基本目標	施策（事業）
重点 目標	1. 認知症の正しい知識と理解を深めるための普及・啓発の推進	拡充 (1) 認知症サポーターの養成の推進
		(2) 認知症キャラバン・メイトの養成の推進・支援
		(3) 認知症市民講座の開催
重点 目標	2. 認知症の人を含む誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進	拡充 (1) 認知症の人にやさしいお店の推進
		(2) 認知症高齢者等見守りネットワークの拡充
		(3) 地域見守り体制づくりの推進
		拡充 (4) 認知症があっても通える地域の居場所への支援
		(5) 見守り体制を推進する人材の育成
		(6) 若年性認知症の人家族が暮らしやすい環境づくり
新規	3. 認知症の予防等の取組	新規 (1) 認知症予防を実施するサロンや通いの場の活動の支援
		(2) 生活習慣病および糖尿病予防の啓発
		(3) 認知症の早期発見の推進
	4. 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の支援体制づくりの推進	拡充 (1) かかりつけ医や地域包括支援センター等での相談窓口のPR
		(2) 健康状態が不明な高齢者が適時・適切に医療やサービスにつながる仕組みづくり
		(3) 認知症初期集中支援チームの効果的な運用
		(4) 在宅医療・介護連携による認知症高齢者へのサポート体制の推進
		(5) 認知症の人にかかるケアマネジメントとサービスの質の向上
		(6) 認知症高齢者への支給限度額上乘せサービスの実施
	5. 認知症の人およびその家族への支援	拡充 (1) 認知症なんでも相談所の推進
		(2) 認知症の人や家族が集える居場所の支援
		(3) 家族介護教室の開催
		(4) 認知症高齢者等見守り検索システムの普及・推進
		新規 (5) 認知症高齢者等個人賠償責任保険の普及
		(6) 成年後見制度の利用促進および支援
		(7) 高齢者虐待防止の普及・啓発
		(8) 高齢者虐待処遇検討会議の開催

3. 各論

基本目標 1

認知症の正しい知識と理解を深めるための普及・啓発の推進

【現状と課題】

- 認知症サポーターの数は目標値を大きく上回り、一定の成果を得られていますが、認知症についての正しい理解や見守り活動を広げるため、子どもから高齢者まであらゆる世代のサポーター養成の拡充が必要です。
- 認知症サポーター養成講座を受講した人を対象に認知症ステップアップ講座を実施していますが、さらにサポーターの学びを深め、地域の実情に応じた見守り等の実際の活動につながるサポーターの養成が期待されます。
- 認知症の人とその家族の思いや認知症の人が生き生きと活動している姿を発信するなど、認知症に対する画一的なイメージを払拭し、市民が認知症を「我が事」として捉えることができるような啓発活動が必要です。

【今後の方向】

誰もが認知症になりうるものとして捉え、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域をともに創っていくため、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、認知症の人や家族を自分のできる範囲で手助けすることができるように、認知症サポーター養成講座などのあらゆる機会を通じた、認知症に関する普及・啓発を推進します。

基本目標 1 の到達目標

◎認知症サポーター数 18,000人
(令和2年3月末時点：15,311人)

【行動計画】

1 - (1) 認知症サポーターの養成の推進		担当課：長寿いきがい課
目的	地域住民が、認知症サポーター養成講座を受講することによって認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者となり、できる範囲で活動できる。	
内容	<p>地域の活動団体や、小学校などへの働きかけを通じて、子どもから働く世代、高齢者までのすべての市民を対象に、認知症サポーター養成講座を実施します。</p> <p>また、認知症サポーター養成講座を受講した人が、認知症の人やその家族を地域全体で支える体制づくりを学ぶ場としてステップアップ講座を実施します。</p>	
年度ごとの実施計画	<ul style="list-style-type: none"> • 認知症サポーター養成講座の開催 (ステップアップ講座を含む) <p>【特に重点的に取り組む内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 小中学生、高校生、大学生へのアプローチの検討 • 認知症サポーター養成講座の啓発 	

1 - (2) 認知症キャラバン・メイトの養成の推進・支援

担当課：長寿いきがい課

目的	さまざまな場で認知症サポーター養成講座を開催し、より多くのサポーターを養成できるように、「認知症キャラバン・メイト」の養成と活動支援を行う。
内容	市民に加えて、専門職や地域密着型サービス事業所の職員の「認知症キャラバン・メイト」を養成します。 また、認知症キャラバン・メイト養成講座受講後の早い段階から講師活動につながる支援として、定期的な連絡会の開催および、県内の自治体や先進地との交流会（情報交換会）を行います。
年度ごとの実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症キャラバン・メイトの養成（湖南4市合同）（2年に1回） ・認知症キャラバン・メイト交流会（情報交換会）の開催

■■ 認知症サポーターと認知症キャラバン・メイト ■■

「認知症サポーター」とは、「認知症サポーター養成講座」を受講した人のことで、「認知症キャラバン・メイト」とは、認知症サポーター養成講座を開催し、講師役を務めていただく人のことです。

認知症サポーターは、何か特別なことをする人ではありません。認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことです。そのうえで、たとえば、友人や家族にその知識を伝える、認知症になった人や家族の気持ちを理解するよう努めるなど、自分のできる範囲で活動できればいいのです。

認知症サポーターを多数養成し、認知症があっても安心して暮らせるまちを目指しています。

1 - (3) 認知症市民講座の開催

担当課：長寿いきがい課

目的	認知症に関する市民講座を開催することで、広く市民が認知症に関する知識と意識を高める機会とする。
内容	認知症の人とその家族の声を発信できるような認知症市民講座を開催することによって、認知症に対する正しい理解の普及と認知症を「我が事」として捉え、認知症の人や家族を地域社会全体で見守り支える意識の醸成を図ります。
年度ごとの実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症市民講座の開催

【現状と課題】

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において「認知症があっても住み慣れた地域で安心して生活をするために大切なこと」は、「日ごろからの声かけや挨拶」が70.9%と最も多く、次いで、「認知症であることを近所の人に話しておくこと」が46.1%となっています。
- 認知症の高齢者に関するアンケート調査（認知症の人本人用）において、「認知症の人にとって安心で暮らしやすい地域」は、「声かけ・見守り・住民同士の助け合いがある地域」が45.9%と最も多く、次いで、「ちょっとした困りごとや不安を相談できる地域」が31.4%となっています。
- 認知症の高齢者に関するアンケート調査（一般市民用）において「近所に認知症の方がいる場合、どのように感じ、どのように行動したいか」に対し、「地域として何かできることは協力したい」「今は無理でも、今後勉強して何か力になりたい」と回答する人が約半数を占め、今後このような協力者を増やすとともに、実際の活動につながるよう働きかけが求められます。
- 様々な専門職と地域の人が、地域の課題を話し合う場を通じてお互いに相談しやすい関係づくりを推進しています。今後も、地域の見守りにつながる支援の輪を広げていくことが必要です。

【今後の方向】

認知症の正しい理解や協力のもと、認知症の人やその家族が地域での活動や交流を続けられることが、社会的な孤立を防ぎ、本人の認知症状の緩和や生きがい、介護者支援につながることから、認知症の人を含む誰もが通い続けられる地域の居場所づくりや見守りネットワークの拡充等を推進することで、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

基本目標 2 の到達目標

◎認知症高齢者等見守りネットワーク事前登録者数 **250人**
(令和2年3月末時点：127人)

◎認知症高齢者等見守りネットワーク加盟事業所数 **160団体**
(令和2年3月末時点：140団体)

【行動計画】

2 - (1) 認知症の人にやさしいお店の推進		担当課：長寿いきがい課
目的	認知症の人と地域で関わる人が多い小売業・金融機関・公共交通機関等で働く人たちが、認知症の理解を深め、適切な対応をとることができる。	
内容	小売業・金融機関・公共交通機関等で働く人たちに認知症の理解を深めてもらうため、認知症サポーター養成講座の受講を勧めます。認知症サポーター養成講座を受講した事業所には「認知症の人にやさしいお店（事業所）」として登録を行い、市ホームページに掲載します。	
年度ごとの実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人にやさしいお店を推進する 	

2 - (2) 認知症高齢者等見守りネットワークの拡充		担当課：長寿いきがい課
目的	外出中に道に迷う高齢者の早期発見・保護ができるよう認知症高齢者等見守りネットワークの運用や拡充を図ることで、外出中に道に迷うおそれがある認知症の人やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活することができる。	
内容	<p>認知症高齢者等が外出中に道に迷った際に、地域の企業・事業者で構成する「認知症高齢者等見守りネットワーク」に行方不明者の情報を提供し、早期の発見・保護につなげます。「認知症高齢者等見守りネットワーク」にあっては、「安心が得られるまちづくり協定」や県の「高齢者の安全・安心の確保に関する覚書」の締結企業との連携を進めます。</p> <p>また、外出中に道に迷う可能性がある認知症の人の事前登録を推進し、行方不明になった際の情報提供を迅速に行えるようにします。</p> <p>「認知症高齢者等見守りネットワーク」の加盟事業者数を増やし、より多くの関係者が見守りをできるようにするとともに、広く市民にメール配信サービス（行方不明者情報）の登録を啓発します。</p>	
年度ごとの実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者等見守りネットワーク事前登録制度の運用・拡充 ・認知症高齢者等見守りネットワーク加盟事業所数の拡大・まちづくり協定との連携を図る ・メール配信サービス（行方不明者情報）の啓発 	

2 - (3) 地域見守り体制づくりの推進

担当課：長寿いきがい課、地域保健課

目的	地域の人が認知症について学び、行方不明時の本人の気持ちに配慮した声かけや見守りを体験し、日頃から地域で認知症の人について見守る体制づくりを強化できる。
内容	地域の自治会が主体となって、地域包括支援センターや地域密着型サービス事業所等と協力し、認知症の人への声かけや対応を模擬的に実践する、「地域安心声かけ訓練」の啓発および導入支援を行います。 また、小学校区ごとの関係者が集まる場（「学区の医療福祉を考える会議」等）を活用し、地域や医療、介護等の関係者が顔を合わせ、互いを理解し、地域課題の共有により、連携しやすい関係づくりを進めます。
年度ごとの実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・地域安心声かけ訓練の実施および実施に向けた各種啓発 ・小学校区ごとの関係者の集まりの場ができる

■ ■ 地域安心声かけ訓練 ■ ■

行方不明時の本人の気持ちに配慮した声かけや見守りができるように、道に迷った高齢者役を設定し声掛けを体験する模擬訓練。訓練を通じて、普段から認知症の人や家族を地域で支え見守る意識を醸成することで、行方不明になる前に無事に家に帰ることができるような「**認知症の人もその家族も安心して生活できるまちの実現**」を目指して行っています。

2 - (4) 認知症があっても通える地域の居場所への支援

担当課：長寿いきがい課

目的	地域サロン等の地域の様々な活動グループの人が、認知症を正しく理解し、認知症の人とともに活動することで、認知症の人やその家族が地域の居場所に気軽に安心して通い続けることができる。
内容	地域サロン等の地域の高齢者の通いの場向けに認知症サポーター養成講座を行うことで、認知症の正しい理解の普及と適切な対応の推進を図り、認知症があっても継続して通うことができる居場所となるよう働きかけます。また、このような地域の居場所や活動について、PRを行います。
年度ごとの実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・活動団体向けの認知症サポーター養成講座の実施 ・活動団体のPRの実施

2 - (5) 見守り体制を推進する人材の育成

担当課：長寿いきがい課

目 的	地域住民の見守りや支援があることで、認知症の人やその家族が安心して地域で生活することができる。
内 容	認知症があっても地域の通いの場に継続して通うことができるよう、脳活教室リーダー養成講座を開催し、地域の居場所づくりを推進する人材の育成や支援を行います。 また、生活支援サポーター養成講座を開催し、高齢者について正しく理解し、自分のできる範囲で助け合いを行う人を地域に増やすことで、地域での支え合い・助け合い体制の強化を図ります。
年度ごとの実施計画	・脳活教室リーダー養成講座の開催と活動支援 ・生活支援サポーター養成講座の開催

2 - (6) 若年性認知症の人が暮らしやすい環境づくり

担当課：長寿いきがい課

目 的	若年性認知症の人やその家族が、適切な支援を受け安心して生活することができる。
内 容	県が実施している若年認知症支援者見える化事業や、若年認知症リーフレット・パンフレット、若年認知症支援マニュアルなどを活用しながら、若年性認知症の人やその家族に対応した医療機関や居場所等の情報提供を行います。
年度ごとの実施計画	・若年認知症リーフレット・パンフレット活用 ・認知症疾患医療センターの周知

■■ 若年認知症支援者見える化事業 ■■

若年認知症の支援体制に関して一定の要件を満たした事業所について、関係機関への情報提供や県のホームページに公開するなどを通して、支援者の見える化を推進する。

【現状と課題】

- 国の認知症施策推進大綱において、「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」としており、予防に資する可能性のある取組の強化が必要です。
- 認知症の高齢者に関するアンケート調査（一般市民用）において「認知症の予防についての考え方」は、「自宅でもできる簡単な予防活動があれば取り組みたい」が64.4%であり、身近な認知症予防への関心が高いです。
- 高血圧や糖尿病等が認知症の有病率に影響することが分かってきましたが、具体的な対応策の啓発の強化が必要です。

【今後の方向】

運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスの収集・普及とともに、通いの場における活動の推進など、正しい知識と理解に基づいた予防を含めた認知症への「備え」としての取組に重点を置きます。

基本目標 3 の到達目標

◎地域サロン団体数 160団体
(令和2年3月末時点：157団体)

【行動計画】

3 - (1) 認知症予防を実施するサロンや通いの場の活動の支援 担当課：長寿いきがい課	
目 的	高齢者が身近に通える場への支援を行うことで、認知症の予防に繋げる。
内 容	<p>社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されていることから、高齢者が身近に通える地域サロンや通いの場等を支援する。</p> <p>また、かかりつけ医、保健師、管理栄養士等の専門職における健康相談等の活動を推進し、認知症の発症遅延や発症リスクの低減につなげる。</p>
年度ごとの 実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・地域サロンや通いの場の活動の支援 ・専門職による健康相談等の実施

3 - (2) 生活習慣病および糖尿病予防の啓発 担当課：長寿いきがい課、健康増進課、保険年金課	
目 的	市民が認知症の予防について正しい知識をもつことにより、日常生活において認知機能低下の予防につながる取組ができる。
内 容	<p>認知症の発症予防として、糖尿病などの生活習慣病の予防や生活習慣の改善について、各種講座や特定健康診査等あらゆる機会を通じて啓発します。</p>
年度ごとの 実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・広報くさつや市ホームページ、出前講座等による市民への糖尿病予防の啓発の実施 ・特定健康診査における糖尿病等の生活習慣病予防の啓発の実施

3 - (3) 認知症の早期発見の推進 担当課：長寿いきがい課	
目 的	本人や家族、また地域で見守る人々が早期に認知症に気づき、相談機関や医療機関につながる体制を構築することで、認知症の重症化を防ぐことができる。
内 容	<p>本人や家族だけでなく、地域の関係者や医療機関など、地域で高齢者を見守る人たちが早期に認知症に気づき、支援が必要な人が相談機関や医療機関等につながる体制の充実を図ります。</p> <p>また、認知症や運動機能の低下が気になったときに、認知症簡易チェックシステムを活用し、早期発見につなげます。</p>
年度ごとの 実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や医療・介護等の関係機関とのネットワークの強化 ・認知症簡易チェックシステムの普及・啓発

【現状と課題】

- 認知症の高齢者に関するアンケート調査（一般市民用）において「認知症の疑いがあったときの相談先」は、認知症専門医が27.4%と最も多く、次いで、地域包括支援センターが25.1%、かかりつけ医が17.2%となっています。
- 専門職で構成される認知症初期集中支援チームで認知症初期の支援を包括的、集中的に行い、適切な治療や必要なサービスにつなげながら認知症の人やその家族のサポートを進めています。
- 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施により、介護保険サービス未利用者の実態把握および個別のアプローチを行いました。
- 医療機関や地域包括支援センターなど、地域で高齢者を支援する関係機関が認知症に関する専門知識や技能を向上させるとともに、認知症の状態に応じた切れ目のない適切な支援やサービスが提供されるよう、医療と介護に関わる関係者間の相互の連携体制をより強化する必要があります。

【今後の方向】

認知症は、初期のうちに診断を受け、支援やサービスに早くつながることで、重度化の防止が図れ、病気が進行しても本人・家族ともに余裕のある行動がとれ、本人と家族の生活の質を高めることができます。これらのことから、早期に必要な医療や介護サービスにつながる体制の構築とともに、認知症に関わる支援者の対応力の向上への支援を行います。

また、本人の認知症の状態、家族の介護状況や容態の変化に応じた、適時・適切な切れ目のない対応が求められることから、医療と介護に携わる多職種連携体制を強化し、包括的・継続的な支援が提供される体制構築を行います。

基本目標 4 の到達目標

◎初期集中支援チームの対応により医療・介護サービス等の支援が必要な人が適切なサービスにつながった人の割合 80%
(令和2年3月末時点：70%)

【行動計画】

4 - (1) かかりつけ医や地域包括支援センター等の相談窓口の PR

担当課：長寿いきがい課、地域保健課

目 的	医療と介護に関わる関係者間の連携体制を強化し、認知症の人の家族や支援者が、かかりつけ医や地域包括支援センター等に相談することで、認知症の人やその家族のサポートができる。
内 容	本人の認知症の状態や家族の介護状況等に応じた適時・適切な支援や、家族が抱えるストレス等の軽減や、孤立を防ぐための支援やサービスにつながるよう、かかりつけ医や地域包括支援センター等の相談窓口の PR を行います。
年度ごとの実施計画	・相談窓口の PR

4 - (2) 健康状態が不明な高齢者等が適時・適切に医療やサービスにつながる仕組みづくり

担当課：長寿いきがい課、健康増進課、保険年金課、地域保健課

目 的	健康状態が不明な高齢者等の状況を把握し、適時・適切に医療やサービスにつながることで、重度化を防ぐ。
内 容	健康状態が不明な高齢者等の状況を把握し、健康状態に問題のあるものに対し、必要に応じて医療機関等受診勧奨や地域包括支援センターへのつなぎ、介護サービス、通いの場等へのつなぎを行う。
年度ごとの実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・健康状態が不明な高齢者等の状況の把握 ・高齢者に対する個別的支援 ・通いの場等への専門職等の関与

4 - (3) 認知症初期集中支援チームの効果的な運用

担当課：長寿いきがい課

目的	認知症の人やその家族が早期に適切な治療や相談支援につながり、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる。
内容	認知症の人やその家族が早期に必要な医療や支援および介護を受けられるように、関係機関と連携を図りながら認知症初期集中支援チームの活用を進め、早期診断・早期対応の体制を構築するとともに、認知症の人に関わる支援者の対応力の向上を図ります。
年度ごとの実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症初期集中支援チームの運用 ・効果的な運用方法の検討

■ ■ 認知症初期集中支援チーム ■ ■

認知症専門医の指導の下、複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人または認知症の人およびその家族に対して訪問、観察・評価等の初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うもの。

4 - (4) 在宅医療・介護連携による認知症高齢者へのサポート体制の推進

担当課：長寿いきがい課

目的	高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療・介護の多職種の一体的な提供体制を構築する。
内容	地域における医療・介護の関係機関が在宅療養を支える地域医療資源のバックアップ体制や多職種の連携体制を強化し、連携して認知症高齢者に対して包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供する。
年度ごとの実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・草津市在宅医療介護連携センターの周知 ・多職種向けの研修会等を開催し、関係者の互いの役割の理解を深める

4 - (5) 認知症の人にかかるケアマネジメントとサービスの質の向上**担当課：長寿いきがい課、地域保健課、介護保険課**

目 的	認知症の人が、適切なケアマネジメントのもと、適切なサービスの提供を受けられる。
内 容	地域ケア個別会議および自立支援地域ケアカンファレンスを開催し、アドバイザーからの助言を通じて、認知症の人やその家族へのアセスメントおよびケアマネジメント力の向上を図ります。 ケアプラン点検では、ケアマネジャーとの共同作業により認知症の人に提供されているサービス内容を点検し適切なサービス提供へつなげます。
年度ごとの 実施計画	<ul style="list-style-type: none">・地域ケア個別会議および自立支援地域ケアカンファレンスの開催・ケアプラン点検の実施

4 - (6) 認知症高齢者への支給限度額上乗せサービスの実施**担当課：介護保険課**

目 的	認知症の人が、在宅で必要なサービスを受けられることで症状が緩和され、安定した生活を送ることができる。
内 容	中重度の認知症の人に対して、国が定める居宅介護サービス費支給限度額に、一定額を上乗せして介護保険サービスを給付する支給限度額上乗せサービスを実施します。
年度ごとの 実施計画	<ul style="list-style-type: none">・認知症高齢者への支給限度額上乗せサービスの実施

【現状と課題】

- 認知症の人およびその家族が悩みを一人で抱え込み、地域において孤立することがないよう、認知症状への適切な対応について学ぶとともに、認知症の人を介護する家族同士が悩みを共有できるような取組が求められます。
- 認知症の高齢者に関するアンケート調査（一般市民用）において「市等が実施している、認知症に関する取組のうち、知っているもの」に対し、「成年後見制度」は28.9%と最も多く、また、高齢化の急速な進行に伴い、認知症高齢者の数の増加が見込まれ、財産の管理が困難になるケースや、消費者被害防止のため、今後、成年後見制度を必要とする人が増加すると見込まれます。
- 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者虐待防止について広く市民に啓発するとともに、地域の多様な関係者や機関等によるネットワークを構築し、高齢者虐待の防止と早期対応に取り組むことが必要です。
- 高齢者が尊厳ある生活が送れるとともに、養護者の負担軽減等の支援を行えるよう、高齢者や養護者を孤立させず、高齢者虐待のサインに気づき、関係機関が連携した対応ができるために、令和2年4月に「高齢者虐待対応マニュアル」を改訂しました。
- 認知症の人の介護者の負担軽減のため、認知症の人およびその家族が安心して外出できる環境づくりが必要です。

【今後の方向】

認知症があっても尊厳を保ち、その人らしい生活を送ることができるよう、判断能力が十分でない認知症高齢者の権利や財産を守る取組を推進します。

また、認知症の人を支える家族が、認知症の理解を深め、対応方法等を学ぶことで負担の軽減ができるとともに、気軽に相談したり、認知症の人を介護する家族同士が思いを共有したりすることで、孤立せずに住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、家族の負担を軽減する支援を推進します。

さらに、介護者が孤立することがないよう、地域で見守れる基盤づくりや、支援者の連携・協力体制を築き、高齢者虐待の防止・早期対応を行います。

基本目標 5 の到達目標

◎認知症高齢者等個人賠償責任保険登録者数 250人
(令和2年度からの実施事業)

【行動計画】

5 - (1) 認知症なんでも相談所の推進		担当課：長寿いきがい課
目的	認知症の人の介護者が、認知症なんでも相談所を活用することで、孤立を防ぎ、悩みや不安、ストレス等の負担を軽減することができる。	
内容	介護者が抱えるストレス等を軽減し、孤立を防ぐため、認知症なんでも相談所をホームページ、広報や各種講座等の多様な啓発機会を通じてPRを行います。	
年度ごとの実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症なんでも相談所のPR 	

5 - (2) 認知症の人や家族が集える居場所の支援		担当課：長寿いきがい課
目的	認知症の人を介護する家族同士が思いを共有したり適切な対応を理解することで、孤立を防ぐことができる。	
内容	「公益社団法人 認知症の人と家族の会」が実施しているつどいや電話相談等に気軽に参加できるよう、啓発チラシの配布やつどい等のPRを行います。	
年度ごとの実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人と家族の会のPRの実施 ・認知症カフェのPR 	

5 - (3) 家族介護教室の開催		担当課：長寿いきがい課
目的	認知症の人を介護している家族が、認知症の理解を深め、介護方法、対応方法などを学ぶことで負担の軽減ができるとともに、介護者同士のつながりをつくることで、介護者の孤立を防ぐ。	
内容	<p>認知症の人を介護する家族を対象に家族介護教室を定期開催します。</p> <p>家族介護教室では、医療・福祉・介護の専門職による認知症の理解を深めるとともに、介護方法を学びます。また、参加者同士の情報交換の時間を設け、同じ介護をしている家族同士、情報交換をしつつ、気持ちを分かり合える場とします。</p>	
年度ごとの実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・教室の開催 	

5 - (4) 認知症高齢者等見守り検索システムの普及・推進

担当課：長寿いきがい課

目 的	認知症により外出中に道に迷うおそれのある在宅高齢者等やその家族が安心して生活できる環境を整備する。
内 容	認知症の人の所在を検索できる機器を無償で貸与します。また、現在のシステムの効果を検証し、より利用しやすい他のシステム構築について検討します。
年度ごとの 実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の周知 ・機器の貸与 ・現システムの検証

5 - (5) 認知症高齢者等個人賠償責任保険の普及

担当課：長寿いきがい課

目 的	認知症の人およびその家族が地域で安心して暮らし続けることができる環境を整備する。
内 容	認知症の人あるいは認知症の疑いのある人が、日常生活における偶発的な事故等によって、法律上の損害賠償が発生した場合に、市が加入する保険により補償する。
年度ごとの 実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者等個人賠償責任保険のPR

■■ 認知症高齢者等個人賠償責任保険 ■■

認知症の人あるいは認知症の疑いのある人が、日常生活における偶発的な事故等によって、他人のものを壊したり、自転車事故などで相手方に損害を負わせてしまったり、線路内に立ち入り電車に接触して鉄道会社に車両損壊、遅延損害を与えたりなどして、法律上の損害賠償が発生した場合に、最大1億円を補償するもの。

加入対象者は、草津市認知症高齢者等見守りネットワーク事前登録事業に登録している人のうち、草津市の住民基本台帳に記録されている人、認知症の人あるいは認知症の疑いがある人。

5 - (6) 成年後見制度の利用促進および支援

担当課：長寿いきがい課

目的	成年後見制度の普及活動や利用相談および支援を行い、制度の利用を促進することによって、財産管理や介護サービスの契約手続き等ができない認知症高齢者の権利を守る。
内容	<p>「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の基本理念に沿った取組を牽引する中核機関を定め、成年後見制度の周知や利用促進のための広報・啓発や相談支援を行うとともに、個々の事情やニーズに応じた効果的かつ円滑な制度利用につなげるための支援体制の構築を図ります。</p> <p>成年後見制度の利用にあたり、家庭裁判所への申立者がいない場合（2親等以内の親族がいない、またはこれに類する状況の場合）は市長申立手続きを行い、経済的事情により本制度を利用できない場合は申立費用や報酬の補助を行います。</p>
年度ごとの実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の普及啓発 ・成年後見制度の利用相談支援 ・市長申立手続きの実施 ・補助金の交付

■ ■ 成年後見制度 ■ ■

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立てを行うことになる。なお、身寄りのない人の場合、市町村長に申立て権が付与されている。

5 - (7) 高齢者虐待防止の普及・啓発

担当課：長寿いきがい課

目的	市民の高齢者虐待防止に対する知識と意識を高めることで、虐待予防や早期発見、再発防止につなげる。 認知症の人の権利擁護について、支援者の認識を高めることで、権利侵害の予防や早期に適切な対応につなげる。
内容	高齢者虐待の防止と早期発見の重要性や相談窓口について、広報紙やリーフレット等による啓発をします。
年度ごとの実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やホームページで啓発 ・リーフレットの配布

5 - (8) 高齢者虐待処遇検討会議の開催

担当課：長寿いきがい課

<p>目 的</p>	<p>「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、養護者による高齢者虐待の防止と養護者支援を行う。</p>
<p>内 容</p>	<p>高齢者虐待に関する相談、通報、届出を受けて、事実確認やコアメンバー会議（初動会議）を行った事例に関して、虐待の有無や緊急性の判断、今後の支援方針や支援内容の決定について協議を行います。また、検討会議での助言を通じて支援者の対応力向上を図ります。</p>
<p>年度ごとの 実施計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待処遇検討会議の開催

第5章 プランの推進

(1) プランの周知

「認知症の人もその家族も安心して生活できるまちの実現」の実現に向けて、広報くさつや市のホームページなどの媒体や、出前講座等の機会を通じて本プランの周知に努め、認知症に対する正しい理解が広がり深まるよう、広報活動を展開します。

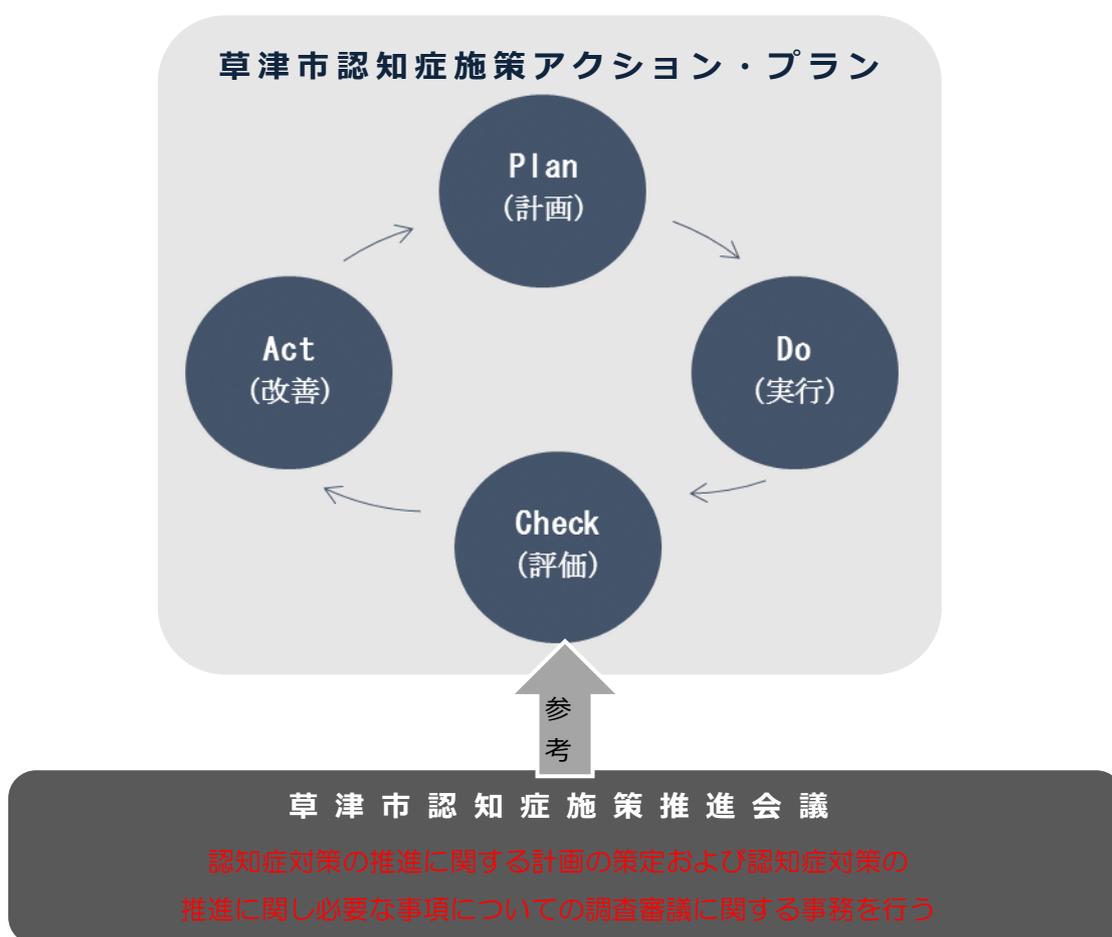
(2) プランの推進

プランの基本目標に向かって、市民をはじめとする各種団体との協働により、認知症に関わる多様な活動の推進に努めます。

また、毎年、PDCAサイクルによる計画－実行－評価－改善を繰り返すことで、実効性をさらに高める取り組みを進めます。

なお、プランの点検・評価においては、市民や関係者を構成員にもつ認知症施策推進会議において、多様な意見を参考にいただきながら、プランの進捗管理および検証を行います。

さらに、本プランは、草津あんしんいきいきプランをより個別具体的にした行動計画であることから、認知症対策の推進状況について草津市あんしんいきいきプラン委員会へ報告し、あんしんいきいきプランのPDCAサイクルも活用しながら、効果的かつ継続的な計画の推進を図ります。



資料

草津市認知症施策推進会議委員名簿

区分	氏名	備考
学識経験を有する者	金森 雅夫	立命館大学 スポーツ健康科学部
	高松 智画	龍谷大学 社会学部
医療関係者	宮川 正治 ※1	(一社) 草津栗東医師会
	中野 悦次 ※2	(一社) 草津栗東医師会
	上野 京	(一社) 草津栗東守山野洲歯科医師会
	服部 静香	(一社) びわこ薬剤師会
	松浦 さゆり	草津保健所
福祉関係者	内田 孝子	主任介護支援専門員連絡会
	植野 裕司	草津市老上デイサービスセンターきはん
	新村 真喜子	草津市訪問看護ステーション
	市川 勇二	グループホーム 常輝の里
	扇田 宗親	NPO 法人成年後見センターもだま
	中村 陽子	草津市社会福祉協議会
	大久保 義一	草津市民生委員児童委員協議会 (~R2.1.21)
	加藤 勇	草津市民生委員児童委員協議会 (R2.1.22~)
	原田 節子	認知症の人と家族の会 滋賀県支部
	奥村 弘	草津市まちづくり協議会連合会 (~R2.6.16)
青木 光	草津市まちづくり協議会連合会 (R2.6.17~)	
公募市民	浅井 優子	公募
	山口 芳栄	公募
	橋田 高子	公募
	佐々木 克明	公募

※1 委員長

※2 副委員長

任期：令和元年6月14日から令和3年3月31日まで

計画策定経過

	開催日時／場所	主な審議事項
第1回	令和2年6月10日(水)	<ul style="list-style-type: none">・草津市認知症があっても安心なまちづくり条例の制定について・草津市認知症施策アクション・プラン第2期計画の実績・評価について・草津市認知症施策アクション・プラン第3期計画策定に向けて
第2回	令和2年7月28日(火) 草津保健所 3階大会議室	<ul style="list-style-type: none">・草津市認知症施策アクション・プラン第3期計画策定について
第3回	令和2年10月20日(火)	<ul style="list-style-type: none">・
第4回	令和3年2月25日(木)	<ul style="list-style-type: none">・

草津市認知症があっても安心なまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、認知症があっても安心なまちづくりの基本理念を定め、市の責務ならびに市民、事業者、地域組織および関係機関の役割を明らかにするとともに、認知症施策の基本となる事項を定めることにより、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人およびその家族が安心して生活できるまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態をいう。
- (2) 認知症の予防 認知症になるのを遅らせることまたは認知症になっても進行を緩やかにすることをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、もしくは通学する者または市内で活動する団体をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う企業その他の団体または事業を行う場合における個人をいう。
- (5) 地域組織 町内会、自治会その他の地縁に基づいて形成された基礎的コミュニティやまちづくり協議会等、一定の地域に居住する者等で構成された自治組織をいう。
- (6) 関係機関 医療または介護を提供する事業所その他認知症の人およびその家族を支援する機関をいう。

(基本理念)

第3条 市、市民、事業者、地域組織および関係機関（以下「各主体」という。）は、次に掲げる事項を基本理念として、認知症があっても安心なまちづくりに取り組むものとする。

- (1) 認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるよう、認知症の人およびその家族の意思が尊重され、自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会および心のバリアフリー社会の実現を目指すこと。
- (2) 認知症の人がその意思により、有する力を最大限に活かしながら、安全安心に社会参加できる地域づくりを目指すこと。
- (3) 各主体がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して、認知症があっても安心なまちづくりを進めること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を実現するため、認知症に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、認知症に関する施策の実施にあたっては、認知症の人およびその家族の視点を尊重するとともに、市民、事業者、地域組織および関係機関と連携し、および協働して取り組むものとする。
- 3 市は、認知症に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、誰もが認知症になりうるものとして捉え、認知症に対する正しい知識を持ち、

認知症の人とともに生きていくことへの理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 市民は、認知症の人およびその家族が安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めるため、交流や見守り等市民相互の支え合い活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 市民は、認知症の予防を含めた認知症への「備え」に努めるとともに、市、事業者、地域組織および関係機関が実施する認知症施策および取組に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、認知症に関する理解を深めるとともに、従業員等に対し必要な教育を行い、認知症の人の特性に応じて適切な対応を行うよう努めるものとする。

- 2 事業者は、認知症の人およびその家族が働きやすい環境で就労が継続できるよう努めるとともに、認知症の人の特性に応じた配慮の下で、社会参加および社会で活躍できる機会の創出に努めるものとする。
- 3 事業者は、市、地域組織および関係機関が実施する認知症施策および取組に協力するよう努めるものとする。

（地域組織の役割）

第7条 地域組織は、認知症に関する理解を深めるとともに、認知症の人の見守りならびに認知症の予防に資する交流および活動ができる居場所づくり等の、地域での支え合いおよびコミュニティづくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 地域組織は、市、事業者および関係機関が実施する認知症施策および取組に協力するよう努めるものとする。

（関係機関の役割）

第8条 関係機関は、認知症に関する専門知識および技能の向上に努め、良質かつ適切なサービスの提供に努めるものとする。

- 2 関係機関は、認知症の人の状態に応じ、各主体と相互に連携して適切な支援を切れ目なく行うよう努めるものとする。
- 3 関係機関は、認知症の人およびその家族に対する相談体制を整えるよう努めるものとする。
- 4 関係機関は、市、事業者および地域組織が実施する認知症施策および取組に積極的に協力するよう努めるものとする。

（行動計画の策定）

第9条 市は、認知症に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、行動計画を定めるものとする。

- 2 行動計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8および介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定により作成する計画の認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものとする。
- 3 市は、行動計画に基づく施策の実施状況および効果を定期的に検証し、必要に応じてその内容を見直すものとする。

（啓発の推進および人材育成）

第10条 市は、市民、事業者および地域組織が認知症に関する正しい知識を持ち、理解を深めることができるよう、必要な広報および啓発活動を行うとともに、認知症の人およびその家族の思いを発信するものとする。

- 2 市は、認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人およびその家族を手助

ける認知症サポーターの養成を推進するものとする。

3 市は、教育機関と協力して、子どもおよび若者への認知症に関する理解の促進を図るものとする。

4 市は、関係機関と連携し、医療および介護従事者の認知症対応力向上の促進を図るものとする。

(認知症の予防等)

第11条 市は、認知症の予防に資する活動を促進するための環境づくりを進めるとともに、認知症の予防に関する情報発信および啓発活動を行うものとする。

2 市は、地域組織が主体的に実施する認知症の予防を目的とした活動に対し必要な支援を行うものとする。

3 市は、認知症の早期発見およびその後の適切な支援の実施に向けて、相談および連携の体制づくりに取り組むものとする。

(地域づくりおよび社会参加の推進)

第12条 市は、認知症の人を含む誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、次に掲げる地域づくりに必要な支援を行うものとする。

(1) 地域における日頃からの声かけや見守り等を通じた、共生への意識の醸成と認知症状を早期に発見できる体制づくりへの支援

(2) 認知症の人およびその家族が、地域の一員として地域での活動や交流を続けることができる環境づくりへの支援

(3) 認知症の人を含む誰もが社会での役割または生きがいを持ち、その有する力を最大限に活かせるような社会参加の場の確保への支援

(認知症の人およびその家族への支援)

第13条 市は、認知症の人およびその家族が気軽に相談できる体制づくりや交流できる環境づくりに取り組むものとする。

2 市は、適時、認知症の容態に応じた適切な支援の早期実施に向けて、関係機関等の連携および協力の体制づくりに取り組むものとする。

3 市は、認知症の人の判断能力に配慮した成年後見制度等の権利擁護の取組を推進するものとする。

4 市は、認知症の人およびその家族が安心して外出できる環境づくりに取り組むものとする。
(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

草津市認知症施策アクション・プラン

令和 年 月

発行 草津市健康福祉部長寿いきがい課

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目 13 番 30 号

電話番号：077-561-2372 F A X：077-561-2480

E-mail:choju@city.kusatsu.lg.jp